

整理番号	消防－法申－35
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガス製造のための施設の保安検査
概 要	高圧ガス第 1 種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）について、定期的に、市長が行う保安検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第 1 項 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第79条第 1 項及び第 2 項 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第77条第 1 項及び第 2 項 コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第34条第 1 項及び第 2 項 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第40条第 1 項及び第 2 項 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 （昭和50年 8 月 1 日通商産業省告示第291号）第13条第 1 項及び第 2 項並びに第14条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
審査基準	申請された特定施設が高圧ガス保安法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合しているかを確認します。 ・一般高圧ガス保安規則第 5 条から第 8 条の 2 まで及び第99条 ・液化石油ガス保安規則第 5 条から第 9 条まで及び第97条 ・コンビナート等保安規則第 4 条から第 7 条の 3 まで、第 9 条から第11条まで及び第54条 ・冷凍保安規則第 6 条から第 9 条まで及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 ・高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月26日通商産業省告示第515号） ・保安検査の方法を定める告示（平成17年 3 月30日経済産業省告示第84号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和 2 年 8 月 6 日保局第 1 号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
標準処理期間	40 日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	一般高圧ガス保安規則第79条第 3 項、液化石油ガス保安規則第77条第 2 項、コンビナート等保安規則第34条第 2 項又は冷凍保安規則第40条第 3 項に定める日
提出方法	保安検査申請書に検査のため必要となる図書を添えたものを大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	大阪市手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）に定める金額。申請の種類（申請を行おうとする設備の区分、処理容積の変更内容、冷凍能力の変更内容等）によって異なります。詳細は大阪市例規データベースををご覧ください。(http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	